

I

企業会計は今日、世界的に激しい変化のただ中にある。伝統的な会計を支えてきた会計目的観の再検討からはじまって、会計記録における取引の認識・測定基準の見直しが進んでいる。アメリカのFASB(財務会計基準審議会)およびIASB(国際会計基準委員会)が主導する格好で、この見直しは、世界的な流れとなり、日本でも行われている。その結果、例えば、一定の有価証券の時価評価、デリバティブ取引のオンバランス化が日本でも制度化された。

万代氏の論文は、数百年の歴史を有する伝統的な会計の立場から、このような会計基準の見直しに伴って生じる新しい会計事象について検討を行ったものである。すなわち、伝統的な会計の本質・目的および職能を歴史的および計算構造的な観点から明らかにした上で、新しい会計事象は伝統的な会計からどのように説明できるのか、あるいは伝統的な会計にどのような変容をもたらすのかを明らかにしている。

II

本論文は9章から成り、まず第1章で、分析の座標軸になる概念および論文の構成について述べる。会計の本質について筆者は、一橋会計学の先達にならって、会計とは財産変動の結果(事実)と原因とを対照して、財産変動の顛末を説明することであるという。また、会計は何の目的で行われるかといえば、それは財産の管理のためであり、そのためには財産の記録(当在高)と事実(実在高)の照合が不可欠である。個々の財産の管理には物量的計算が行われ、全体的な財産すなわち資本の管理には価値的計算が行われる。

このような会計の本質および目的の下に、歴史的にみて様々な会計システムすなわち筆者のいう計理体系が考えられてきた。計理体系における継続記録・財産目録・財務諸表の関係を本論文では計算構造といい、計算構造を探求することで、その計理体系における中心的な財産概念ないし資本概念を明らかにすることに筆者の関心はある。会計の本質・目的とは別に、筆者は会計の職能として、一般にいわれているように利害調整職能と情報提供職能を挙げる。利害調整職能は、企業の財産をめぐる当事者間での取るか取られるかの利害の線引(調整)を行うものであるのに対して、情報提供職能は、企業をめぐる経済的意思決定を助けるものである。

本論文の第2章以下は大きく分けて2つの部分、すなわち会計の本質・目的に関わる計算構造的考察により計理体系の類型化を行っている部分(2~7章)と、最近の新しい会計事象と会計の本質・目的および職能との関係を論じた部分(8・9章)から構成される。

III

第2章から第7章にかけては、ドイツの歴史上の会計制度および会計学説を中心に、いくつかの代表的な計理体系を取り上げて、それぞれの計算構造が探求される。ドイツには会計の計算構造的研究の歴史があり、加えてドイツの会計制度・学説は、最近まで日本の会計制度・学説に大きな影響を与えてきたのである。第7章までの各章について、第1章で示された分析座標の見地から内容を絞り込めば、次のような骨子が浮かび上がる。

第2章では、19世紀中頃のドイツの商法会計制度およびその原形となった17世紀後半のフランスの商法会計制度を、財産目録中心の自己資本型の計理体系として取り上げる。財産目録によって資産および負債を個別具体的に把握したのち、財産目録の要約表として作成される貸借対照表では資産と負債の差額として純資産(自己資本)が計算され、さらに利益も計算される。財産目録のいま一つの重要な役割として、財産の物量的な管理のために、帳簿記録上の在高(当在高)と財産目録上の実在高とを照合することがある。このような物量的な照合こそ、会計において不可欠な記録(計算)と事実の照合の本質であると筆者はいう。

第3章では、シェアーの会計学説(1919年)を、継続記録中心の自己資本型の計理体系として取り上げる。この学説は、物的2勘定系統説といわれる簿記理論(勘定理論)で知られ、資産と負債から成る在高勘定の系列と資本勘定の系列を対置させる。そこから、簿記でいう資本等式( $A - P = K$ )が導かれ、次のように理解される。左辺( $A - P$ )は、具体的な形態を有する積極財産(資産)から消極財産(負債)を控除した純財産を意味し、右辺( $K$ )はその純財産の源泉を意味する。複式簿記では、資本系統の勘定によって、資本等式の右辺に関する数値が継続的に計算されている。継続記録中心の自己資本型の計理体系は、今日のドイツおよび日本の商法でも採られている。しかし、そこには資産の評価(原価主義)と負債の評価(要返済額)との間に整合性がないという問題があると筆者はいう。

第4章では、バーペーの会計学説(1921年)を、継続記録中心の総資本型の計理体系として取り上げる。この学説では、資本を2つの観点から、すなわち1つは資本の具体的形態(資産)の観点から、1つは資本の源泉(負債・資本)の観点から把握する。これは、自己資本型の場合と異なり、負債を資本と同列に扱う総資本型の計理体系である。そして、貸借対照表は資本の調達源泉(貸方)とその運用形態(借方)を表示しているという周知の解釈に結び付く。また、総資本型の計理体系では、負債の評価について、調達された具体的な資本の金額によって決定されることになり、自己資本型の場合のような資産評価との不整合性の問題は生じないと筆者はいう。

第5章では、シュマーレンバッハの会計学説(1933年と1947年)を、継続記録中心の現金型の計理体系として取り上げる。シュマーレンバッハの会計学説は、動的貸借対照表論あるいは動態論として知られ、期間損

益計算中心の会計観の下で貸借対照表を論じているが、計算構造論的に見て旧版(1933年)と新版(1947年)との間に違いがある。旧版では、貸借対照表の全ての項目を、収入・支出と給付・費消の期間的なズレによって生じる未解決項目として説明した。新版では、旧版における現金の説明の無理を認めて、現金(支払手段)および資本金(留保利益)については未解決項目としての説明は断念し、この2項目を除く他の貸借対照表項目を未解決項目として説明した。このような新版の貸借対照表シーマから、貸借対照表は全体として現金の調達源泉とその運用形態を表示していることを筆者は確認する。

ショマーレンバッハは旧版・新版をとおして、計算の確実性の観点から、給付費消計算における収入支出計算とのリンク(合致の原則)および収益認識の実現主義を主張していることに、筆者は会計の利害調整職能との関係を指摘する。さらに、動態論の貸借対照表で登場する緑延資産について、これは資本管理の対象であるが財産(の物量的在高)管理の対象とはなり得ないことから、動態論では財産管理と資本管理の乖離が見られる(資本管理に偏る)。そして、最近の内外の会計基準に見られる緑延資産の縮小傾向は、それに対する振り戻しあろうと筆者はいう。

第6章では、コジオールの会計学説(1967年)を、継続記録中心の利益型の計理体系として取り上げる。この学説は、ショマーレンバッハ学説で未解決項目の収容表とされた貸借対照表でも(損益計算書と並んで)利益の計算ができるとする学説であることを論証する。収入・支出の概念を拡張することで、収入支出の結果として貸借対照表の借方にはプラスの現金在高、貸方にはマイナスの現金在高が計上されている(収支的在京貸借対照表)と解釈でき、両者の差額すなわち正味の現金在高として利益が計算されることになる。これに対して、損益計算書では、収入(現金在高増加)の原因と支出(現金在高減少)の原因の差額として利益が計算される。この学説では、貸借対照表の利益を除く全ての項目がいわば説明すべき財産と考えられている部分であり、正味の現金在高が変動した原因を損益計算書は説明していることを筆者は確認する。

第7章では、ケーファーの資金計算書に関する学説(1967年)を、動態論の1つの展開として取り上げる。動態論の下における貸借対照表の(利益計算以外の)独自機能について、フルプ(1943年)は流動性の表示をいい、さらにコジオール(1976年)は資金論的な接近を行っている。しかし、このような方向での貸借対照表の再構築には限界があることから、貸借対照表と関係しながらもそれとは別の計算書を作成して、流動性の表示あるいは資金変動の計算を行おうとしたのが、ケーファーである。この学説では、正味流動資産を資金の概念に採用して、資金変動の結果の表示を行う流動性表示表と、資金変動の原因の表示を行う資金運動計算書とが対になって、完全な資金計算書が構成される。ここでは、財産(資金)変動の結果と原因とを対照して財産変動の顛末を説明するという会計の本質が生きていると筆者はいう。また、ケーファーは、正味流動資産以外の資金概念の可能性として、それより狭い資金の概念と貸借対照表の全項目を含む広い資金の概念に言及している。筆者は、広義資金概念の場合には、1つの資金計算書(資金運動計算書)しか作ることができず、会計の本質である結果と原因の照合および記録と事実の照合に欠けるという重大な問題があることを確認する。

7章までのまとめとして、筆者は、伝統的な会計では自己資本型・総資本型・現金型・利益型の4つに代表される財産概念が複雑により合わされていること、社会・経済状態の変動とともに財産概念も変わり得るものであること、自己資本型・総資本型の計理体系は資産負債(貸借対照表)アプローチを探り、現金型・利益型のそれは収益費用(損益計算書)アプローチを探ってきたことを述べている。

#### IV

最後の2つの章では、以上のような会計の本質・目的に關わる計算構造的考察を基にしながら、会計職能の観点を加えて、最近の新しい会計事象の解明を行っている。

第8章では、EC会社法第4指令(1978年)およびFASB概念フレームワーク(1978年～1985年)を取り上げて、両者における計算構造の違いを述べるとともに、利害調整職能と情報提供職能の対立と妥協について論じる。EC会社法第4指令では、利害調整職能を重視しているために、取得原価主義・実現主義など硬い測定を行うための基準が採用されている。また、同指令では、資産負債アプローチが採られ、継続記録が重視されている。FASB概念フレームワークでは、情報提供職能を重視して、資産の価格変動をできるだけ認識しようとしており、時価主義の傾向がある。また、同フレームワークでは、資産負債アプローチが採られ、財産目録が重視され、自己資本型の計理体系である。EC会社法第4指令とFASB概念フレームワークとでは、重視する会計職能の違いおよびそれに起因する違いがある。

FASB概念フレームワークおよびそれに続く会計基準(SFAS 115,130)において、情報提供職能と利害調整職能の対立を緩和するための工夫とみられる新しい会計事象がある、と筆者はいう。包括利益という新しい利益概念を導入し、特定の有価証券の時価評価差益については当期純利益一分配可能利益として利害調整職能にとって重要な利益概念一に含めないと包括利益に算入するという工夫がそれである。さらに筆者は、そのような会計処理を行う有価証券の特定には、経営者の保有意図が考慮されており、経営者の保有意図の重視は利害調整職能を重視した伝統的な会計で行われてきたことであるといふ。

第9章では、リース取引およびデリバティブ取引の新しい会計処理さらには資産・負債の時価評価を取り上げて、会計の本質・目的および計算構造との関係においてそれらの会計事象がどのように位置付けられるのかを考察する。ファイナンス・リース取引のオンバランス化によって生じるリース資産・負債についての解釈が、貸借対照表の計算構造的理解において自己資本型(および利益型)を探る場合と総資本型(および現金型)を探る場合とでは違ってくる。自己資本型の場合は、まずリース負債がマイナスの財産として認識され、次いでそれに見合う形でリース資産がプラスの財産として認識されると解釈される。総資本型の場合は、リース負債によって調達した資本を、リース資産という形で運用していると解釈される。

デリバティブ取引のオンバランス化は、取引の認識時点の早期化すなわち未履行契約のオンブック化に、さらには契約会計(法律上の権利義務の発生消滅を取り扱う会計)につながる。そして、契約会計は自己資本型(の計理体系)を前提としており、契約会計の下では貸借対照表はいわば財産目録化する。

決算時点における資産の時価評価の導入は、簿記に代わって財産目録の重要性を高め、会計における記録と事実の照合の実質内容を(物量的照合から価値的照合へ)変え、そして簿記と貸借対照表の関係の稀薄化をもたらすと筆者はいう。さらに、負債の時価評価に関して、その評価額の解釈あるいは評価の基準が自己資本型(の計理体系)と総資本型の場合とで異なることを、外貨建負債の決算日レート換算額および社債

の時価評価について論じる。そして、負債の時価評価は、伝統的な会計における貸借対照表が示すといわれる財政状態との関係において相当程度整合的に説明が可能であると筆者はいう。

## V

以上が審査員の目で見た本論文の骨子である。以下に本論文の特徴および評価を述べる。特徴の第一は、伝統的な会計(会計学説・制度)についての豊富な基礎的研究を基に、最近の新しい会計事象の解明を行っていることである。

この裏には、筆者の次のような努力があった。筆者は当初、大学院時代に始めた学説研究を発展させて、諸学説・制度の計算構造的な体系化で論文をまとめる計画であった。ところが、計画の最終段階になって、そのようなアプローチだけでは説明しきれない新しい会計事象に遭遇したため、計画の見直しを迫られた。新しい会計事象にも耐えるように、計算構造の類型を再構成するとともに、会計の本質・目的を整理し、会計機能の観点を加えて、分析の座標軸を形成したのである。この結果として、本論文が扱っている文献・資料は時間的・空間的に広い範囲に及んでおり、新しい会計事象についても、取り上げるべきものは取り上げている。

第二に、会計というものを基本的な次元で把握しようとする態度が明確である。この態度は、第1章で分析の座標軸として会計の本質・目的・職能を述べるところから、最後の2章で新しい会計事象について論じるところまで、一貫している。会計の本質・目的・職能についての筆者の理解は正統的であり、およびそれらと関連づけた会計事象の計算構造的考察の内容は説得的である。

第三に、計算構造的研究によって計理体系の類型化を行っていることである。その類型化は、筆者のいう財産概念の類型を中心にして、それに数値データの淵源(財産目録か継続記録か)の違いを加味して構成されている。示された計理体系の各類型は、その内容の確かさに裏付けられて、諸々の会計事象を解明するのに有効な手段となっている。

第四に、各章の論述の中で、必要にして十分な具体的な数値例により仕訳・精算表・決算表などを駆使していることである。これによって、各章の論述は、具体的で簿記的な裏付けをもった厚みのある内容となっている。簿記を踏まえた会計学は商大系の会計学の伝統であり、本論文では簿記的にもいくつかの興味深い指摘がなされている。

このような優れた特徴をもつ本論文にも、しかし指摘すべき問題点がある。

その第一は、一部の用語に不統一があることである。第2章以下の計理体系の類型化における「資本型」と、第8・9章でいう「資本概念」は同じ意味内容であり、されば用語の統一が必要である。さらに、第1章でいう「財産概念」と「資本概念」の異同についてははっきりさせる必要があろう。

第二に、会計の本質と目的の関係が必ずしも明確ではない。第1章では会計の本質と目的は別けて述べられているが、第2章以下では会計の目的は本質に同化しているように読める。両者の関係をはっきりさせる必要があろう。

この他にも、会計の本質・目的と情報提供職能の関係、「硬い測定」とボラティリティの関係、包括利益の情報価値について、疑問の点がないわけではない。

しかしながらこれらの問題点は、本論文の長所を損なうものではなく、筆者の更なる研究で克服が可能である。とにかく本論文は、伝統的な会計の立場から新しい会計事象を論じたものとして優れており、変動の渦中にある今日の学界に寄与するところ大である。

よって、審査員一同は、所定の試験の結果を併せ考慮して、本論文の筆者が、一橋大学学位規則第4条第3項の規定により、一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。

平成12年2月9日